

## 巻頭言

嶺南大学校独島研究所は2005年に設立された我が国最初の独島専門研究機関です。その間になされた韓国での独島研究は日本の資料は言うまでも無く韓国の資料さえろくに検討しないまま国民の反日感情に訴える側面が無くはありませんでした。更に日本の挑発で独島についての関心が高まるや、大学ごとに研究所を設置するという笑えない珍風景が繰り広げられていることも事実です。

広く知られているとおり独島問題は日本と言う相手がいます。彼らの資料を徹底して分析し、その中で問題点を探し出す作業から始めなければならないということはあまりにも明白な事実です。まさにこのような認識から設立されたのが嶺南大学校独島研究所です。

本研究所は年々国際学術大会を開催して独島問題について国際的な共助を模索してきたり、更に「独島研究」と言う論文集を刊行して独島について新しい理論の確立に貢献しています。それだけでなく日本に散在する独島資料を収集して紹介することも怠ってはいません。このような一連の努力などが認められて2007年には韓国学術振興財団から重点研究所として指定されました。そして2008年には教育科学技術部の政策重点研究所として選定され独島について総合的で体系的な研究を遂行しています。

この過程において本研究所の研究に加わっていただいた多くの教授達の研究結果を一巻の本として出版することになりました。ここに先ず始めに研究に参加して下さった多くの教授達に心から頭を下げて感謝の気持ちを伝えます。特に少ない研究費にもかかわらず研究に専念して下さった、その崇高な意思は高い評価を受けるにふさわしいものです。本研究所は教授達のこのような高い意思に沿う研究が成し遂げられるように可能な限り最善の努力を尽くします。

嶺南大学校独島研究所が重点的に目指していることは“独島学確立の為の学制間研究”です。この課題のもと“独島領有権確立の為の研究”と“独島の生態保存と海洋環境及び資源管理方案研究”と言うテーマで二元化して、研究を進めています。この度出版する「独島領有権確立の為の研究」は前者の成果を集めた学制間研究の賜物です。つまり関心と専攻が異なる分野の研究者達が独島と言う共通したテーマのために研究した結果を整理しました。

そして本研究所では2008年の事業として日本の島根県の竹島問題研究会から提出された「竹島問題に関する調査研究最終報告書」を集中的に検討しました。その結果として得た成果をこの本の特集として掲載しました。これは日本側の主張について対応論理の開発と言う側面から大変重要な意義を持つということです。実際にこの様に多くの大学の独島研究所等が存在して、この様に多くの研究者達がいるのにこの問題に関心を表すところは殆どありませんでした。この様なもどかしい現実を直視して、急に研究に着手してみても多少無理な主張があった可能性も排除することが出来ません。

しかし関心を持たれた教授達が毎月集まってこの問題に関する討論と検討を経たので、本にまとめ広く知らしめようとしたことを明らかにしておきます。

嶺南大学校独島研究所は多くの資料などを収集し検討し日本側の主張が帝国主義的領土拡大野心から由来したという事実を立証して知らせる事に最善の努力を傾注します。これからも深い愛情と関心を持たれてご指導とご鞭撻を切にお願い申し上げます。

最後に本著書の出版に多くのご苦勞をして下さった 教授にこの場を借りて感謝の気持ちを伝えます。そして研究の運営に直、間接的にご助力下さった皆様にも感謝申し上げます。

2009年5月 嶺南大学校独島研究所長

韓国の古地図に表れた独島認識にかかわる研究

-

目次

特集 『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』批判

韓国の古地図に登場した独島認識に関する研究 /

1. 巻頭言	3
2. 『東與備攷( )』の「江原道東西州郡 総図 蔚珍県図」研究の問題点	6
3. 安龍福( )の渡日と子山島( )及び地図上のその位置問題	13
4. いわゆる于山島 と 于山島 の問題	23
5. 結論	31

『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』

「西欧製作図の分析」についての批判 /

1. 巻頭言	35
2. 日本の報告書“西欧製作地図についての分析”に関する検討	39
3. 西洋地図での独島認識	57
4. 結論	71

『三国通覽與地路程全図』と『伊能図』内の独島 / 保坂祐二

1. 序論	77
2. 本論	79
3. 結論	94

『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』に引用された日本 江戸時代の独島文献研究 /

1. 巻頭言	97
2. 『最終報告書』に引用された江戸時代 日本の資料と下條正男の解説	99
3. 江戸時代 日本側資料を通して見た“独島領有権強化”論理補完	109
4. 結論	121

独島強奪を取り巻く詭弁の虚構性 /

1. 巻頭言	123
2. 大韓帝国の「勅令第41号」の竹島、石島問題	126
3. 中井養三郎の 領土編入と大興院 提出の理由	134
4. 独島が朝鮮の領土版図に属するという認識	135
5. 独島強奪のいきさつ	142
6. 結論	147

「竹島経営者 中井養三郎氏立志伝」の解釈誤謬についての考察 /

1. 加 (始めに)	151
------------	-----

2. 塚本の「立志伝」について評価の不適切性	154
3. 塚本の歴史的史料 倭国の群像	155
4. 塚本の「独島韓国領土論は中井の誤解」主張の矛盾性	159
5. 塚本の「領土編入出願経緯」の合法性主張についての問題点	162
6. 「立志伝」と「独島経営概要」に見る事件の実態	169
7. 塚本の「領土編入の法的正当性」主張の矛盾性	175
8. 塚本が提示した実効的支配証拠資料の問題点	179
9. 結び	182

塚本孝の「サンフランシスコ平和条約で明らかになった竹島に対する取り扱い」についての批判的研究 /

1. 総論	185
2. 塚本孝の主張	187
3. 塚本孝の主張に対する批判	192
4. 日本の主張に対する対案	203
5. 結論	212

独島に関する多学問的研究

独島問題と国際裁判のMixed Caseに関する考察 /

1. 序文	219
2. 国際紛争の法概念	220
3. 独島問題と国際裁判管轄権	224
4. 独島問題のMixed Case成立の可能性	230
5. 結び	246

地方行政体系上から見たウルルン島・独島位置の歴史的变化 /

1. 巻頭言	249
2. 古・中世時代 地方行政体系上の独島	251
3. 朝鮮時代 地方行政体系上のウルルン島と独島	260
4. 1883年ウルルン島開拓令以後の独島	271
5. 地方行政体系の観点から見た“勅令第41号”の意味	275
6. 結び	283

『竹島考証』の史料 倭国 /

1. 巻頭言	285
2. 『竹島考証』の韓国側引用書 倭国の実状と意図	287
3. 結び	310

日帝時代 鳥居龍蔵の目に映ったウルルン島 /

1 . 巻頭言 . . . . .	3 1 3
2 . 鳥居龍蔵が見たウルルン島 . . . . .	3 1 6
3 . 結び . . . . .	3 4 4

## 韓国の古地図に登場した独島認識に関する研究

船杉力修の韓国古地図についての批判を中心に -

[ 目次 ]

1. 巻頭言
2. 『東與備攷』の「江原道東西州郡 総図 蔚珍県図」研究の問題点
3. 安龍福の渡日と子山島及び地図上の その位置問題
4. いわゆる于山島 と 于山島 の問題
5. 結論

### 1. 巻頭言

日本側の独島研究は二つの特徴を持っている。一つは韓国側の研究成果を否定するもので、もう一つは研究の対象になった資料の解説を歪曲するものである。彼らが資料を歪曲し解説しようとする事は韓国側の主張が不当だということを立証する為の方便のひとつである。更に論じ日本の帝國的独島強奪が正しかったと言うことを証明するために資料を歪曲していると言うのである。

しかしその手法があまりにも巧妙でひょっとすると彼らの主張に巻き込まれる危険が有ると言う事を指摘せざるを得ない。

まさにこの様な研究のひとつが船杉力修の『絵図<sup>1</sup>・地図から見た竹島』と言う論文である。この論文が島根県に設けられた竹島問題研究会によって『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』に掲載したのである。そもそも島根大学法文学部助教授である船杉は歴史地理学を専攻した人である。その様な彼が上の研究会に加わり韓国の古地図を分析した事は、はじめから問題の客観的な研究を期待することは難しい事であったかも知れない。そんな彼はこの論文の序論で次のような研究目的を明らかにしている。

『本報告は、前からの中間報告書「絵図・地図から見た竹島 韓国側の史料を事例として - 』<sup>2</sup>に続くのである。中間報告書からは、韓国側の史料を事例として、韓国では絵図・地図上には現在の竹島の位置を正確に把握していないと同時に、現在の竹島を韓国領としても認識していなかったと言う事を明確にした。従って文献上から見える、1696年の安龍福の証言、そして1728年の「肅宗( )実録」に于山島( )が日本の松島に該当すると同時に、于山島と共に韓国領であったといった記載に関しても、史料を再検討する必要があると言った。その後の調査研究から、韓国側の史料では前回の中間報告書執筆の時点では確認できなかった史料を新たに検討することが出来た。

また絵図・地図を検討する時には、西欧製作の地図、日本側製作の絵図・地図も全て検討しなければならない。・・・さらに2006年11月には竹島問題で重要な場所である韓国・ウルルン島で現地調査を実施し、絵図、地図に記載された内容に関して、現地で検討することが出来た。本報告書は韓国、西欧、日本の絵図、地図の検討結果に関して記述して、更に韓国・ウルルン島での現地調査の報告を問題にすることにする。その様な検討から韓国、西欧、日本では、現在の竹島と地理的にどの様に認識していたかどうかに関して、絵図が製作された時代の地理的認識を表したという観点である。従来の研究からは

<sup>1</sup> 船杉は西洋の技法を取り入れ作成したものを 地図 と言って、それ以前に作成されたものを 絵図 だと言い区分した。しかし絵図は“家や庭等の平面図”を示す単語であるから、本稿では彼の論文を引用する場合にはこれら用語を区分けして使用して、それ以外の場合には韓国の学界で通用している 古地図 という用語を使用することにする。

松村明監修：『大辞泉』 東京：小学館、1995、289ページ

<sup>2</sup> 船杉力修、「絵図・地図からみる竹島 韓国側の史料を事例として - 」、『竹島問題に関する調査研究、中間報告』、松江、竹島問題研究会、2006、43～50ページ

絵図、古地図はその記載の不正確性のために、研究が重要視されなかったことがあった。正確でないのかどうかを重要視することは、絵図を現代の価値観を持って分析する観点だといえる。(絵図を)検討する為には、現代の地図に比較して不正確かどうかは重要ではない。絵図の製作過程と製作の背景を分析することは当然なことで、そのことだけでなく絵図の分析を通して絵図が製作された時代の空間認識、価値観を理解することが重要だといえる』<sup>3</sup>

この様な言及は船杉の研究目的が何処にあるかを明確にしたと見ることができる。つまり“中間報告書では、韓国側の史料を事例として、韓国側では絵図・地図上では現在の竹島の位置を正確に把握していないと同時に現在の竹島を韓国領としても認識していないと言う事を明確にした”と言う主張は、彼が韓国古地図の分析を通して明らかにしようとする結論がなんであるかを前もって言った事だと見ても良いと言う事である。

どんなに領土に、問題に錯綜する敏感な事案だとしても、まず何らかの結論を下してこの事を証明しようとする事は客観性の追及を前面に押し立てる学者としてする事ではないと思う。なぜならば良心を持った学者ならば自分が提起する論題の妥当性を客観的に立証することがその本来の義務であるからだ。だから筆者は船杉の研究が持つ問題点が何処にあるかと言うことから調べてみようと思う。

---

<sup>3</sup> 船杉力修、「絵図・地図から見る竹島( )」、『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』、松江、竹島問題研究会、2007、10  
3 ページ

## 2. 『東輿備攷』の「江原道 東西州郡 総図 蔚珍県図」研究の問題点

船杉が韓国の古地図を分析しようとしたことは塚本孝の研究にかなり多くの影響を受けたようだ。塚本は日本の国会図書館の参事として早くから独島問題に関心を持って幾つかの論考を発表したことがある。<sup>4</sup> これらの中のひとつである「竹島関係 旧鳥取藩文書及び絵図」という文章の中で、彼は下のような指摘をしたことがある。

「于山島を描いている朝鮮の古地図を大きく区分すれば、この島をウルルン島の西側（朝鮮半島とウルルン島の間）に描いている事と、東側（朝鮮から見て外側）に描いていることで区分された。前者の代表的な地図は『新增東国輿地勝覧』の『八道総図 地図1』（次からはAと言う）で、後者の代表的な例は（金正浩）の『大東輿地図』の第14帳（ ）地図2（次からはBと言う）である。

### 地図 1

Aの様な系統の古地図帳 地図3<sup>5</sup>は、于山を島としてではなく、四角で囲った地名で表示している。ここで考えられることは、新羅時代にウルルン島に于山国があったこと〔『三国史記』（1145年頃）新羅本紀第4〕である。A型に属する地図は、つまるところウルルン島=于山(国)を伝承の混乱から二島に描いたことで、こんにちの竹島(独島)とは関係がない。・・・B型に属する朝鮮の古地図に描かれた于山島は、ウルルン島に赴任した者の知見 東島の東側前海に島(竹島)がある事と、伝統的なA型の知識 于山島と言う名称 が合わさって描かれた事と解釈され、これも同様に日韓の間で帰属を論争している竹島(独島)とは関係がない」<sup>6</sup>

この様な塚本の見解には日本側が韓国の古地図分析を通して得ようとする結果が何なのかがあまりにもはっきりと表れている。つまり日本の学者達は古地図に描かれた于山島が独島だと言う、韓国側の主張が間違っていると言うことを証明するのがその目的であると言うのである。

### 地図 2

### 地図 3

<sup>4</sup> 彼が発表した独島についての文章の目録は、[「独島強奪の為の詭弁の虚構性」](#)、『独島研究(4)』嶺南大独島研究所、2008、126ページにまとめられている。

<sup>5</sup> 塚本孝の説明によれば、“この地図帳は1981年度東京古典会古典籍入札会に『朝鮮写古地図帳』という表題で出品されてから、現在個人が所蔵していることになっている。年代は定かではないが巻末の日本に関する記述が豊臣秀吉まで記録されていて、一方『日本図に江戸を記入していることから17世紀前半に描かれたと考えられる」という事だ。

塚本孝、『竹島関係 旧鳥取藩文書及び絵図(下)』、『レファレンス(412)』(東京 国立国会図書館調査立法考査局、1985、104ページ)

<sup>6</sup> 塚本孝、前の文、100～104ページ



## 地図 4

だから塚本はA型に描かれた于山島は島の名前ではなく于山郡と言う国の名前が間違っただけで伝承され混乱を引き起こしたのだと強弁している。そしてB型に属する地図に描かれた于山島はこんにちの（竹島）であるので、独島とは関係が無いと言うのである。

まさにこの様な塚本の主張をよりいっそう具体化したのが船杉力修の研究である。彼は（慶北）大学校出版部が1998年に（釋園真）の所蔵本を影印（書籍を写真に撮り製版印刷すること）した『東與備攷』の「江原道東西州郡総図 蔚珍県図 地図4」を何か大変な発見でもしたかの様に大げさに言っている。ところがこの地図の制作年代は1682年（肅宗8）と推定されていて、地図本の名前を『東與備攷』だと言った事は『東国與地勝覽』からきたものとみている。つまり東国の 東 字と與地勝覽の 與 字をとって、備考と言う名称は『東国與地勝覽』を利用するのだが参考になる地図と言う意味のようだ<sup>7</sup>と言うのである。

この様なこの地図について船杉はGerry Beversの次のような説明を引用することで、自分の主張が客観性を持っているかのようにごまかしている。

「この地図には蔚珍の前海に二つの島が有ると言うことを確認できる。ウルルン島と武陵島だ。ウルルン島の前に“（日文？）云 于山”と書かれているが、“于山島”とも呼ばれていると言う意味である。上掲の絵図は非常に興味深いのである。この様に言うのは、ウルルン島と武陵島と于山島の名称が全てひとつの地図に記載されているからである。これらの島の昔の地図は大概、ウルルン島と于山島、又は武陵島と于山島のどちら側かが掲載されているが、三つの名前が同時に掲載された事は無かったからである。于山島側が多く使用されている名称であったので、武陵島はウルルン島の別名だと考えられていた。しかし上掲の地図から、武陵島も于山島の別名で使用されていることを初めて見た。これはよりいっそう于山島が 独島 で無いと言う事の証拠になることができる。なぜならば名称の混乱が生じるくらいにウルルン島と于山島が近かったと言うことを示しているからである。<sup>8</sup>

しかしGerry Beversが主張していることのように、武陵島が于山島の別名で記録されたことがまさに于山島が独島で無いと言う証拠になると言うことでは無い。なぜならばこの様に名称の混乱を見せる地図がこの事以外には存在しないからである。

実際に江原道とウルルン島の間には武陵島が表示されていることについて、李相泰（ ）は次の様に指摘したことがある。

「武陵島と言う称号は成宗（ ）の時代にも三峰島（ ）を搜索する時に、中宗（ ）の時代には倭寇に対する警戒司を論議する時に使用して、明宗（ ）の時代からは武陵島と言う名称は使用しないでもっぱらウルルン島と言う名称を使った。本図が製作される頃に安龍福事件が発生するのだが、この時もウルルン島と言う名称だけ使った。本図でのように独島をウルルン島の左側である沿岸側に表示した古地図は「東覽図」から由来して朝鮮前期に製作される古地図の表現方法である。安龍福事件以降にはウルルン島と独島についての知識が確かになりウルルン島の右側の海側に独島と于山島を

<sup>7</sup> 『東與備攷』、『東與備攷』、慶北大出版部、1998、17ページ

<sup>8</sup> 船杉力修、前の文、104～105ページ

船杉はGerry Beversが<http://www.occidetalism.org>と言うホームページアドレスを持っているといったが、このホームページアドレスで入っていくと地図について説明は出てこないと言うことを明かしてくれた。

表現した。ところが本図では独島をウルルン島の左側に表示して武陵島だと書き或いは于山島だと記録した点が注目される。朝鮮実録ではウルルン島を武陵島と言ったのであって独島を本図の様に武陵島と言っておらず古地図にもこの様に表示された例が無い。こんな点から本地図は別の地図とは区別される独特な面を持っている」<sup>9</sup>

しかしこの地図が1682年頃に製作されたと言う推定が事実だと言うなら、この事と安龍福が2回目に日本に渡って行った1696年とは時間的に14年の間隙が存在することになる。従ってこの地図の製作を安龍福事件と直接的に関連させることは無理ではないかと言う。しかし李相泰が指摘したように『東国輿地勝覧』に添付されている『八道総図』に於けると同様、この地図でもウルルン島の左側に于山島を描いていることは朝鮮前期の地図表現方法をそのまま継承しているのである。しかし 地図1 と 地図4 を比べてみると、後者における于山島の位置が前者と同じウルルン島のまさに左側（西側）でなくて若干南側に下がった西南側に表示されていたと言う違いが有ることがわかる。このような点を考慮もしないで、船杉は前に紹介したGerry Beversの言及を基に言い、“韓国側は従来 ウルルン島は武陵島と呼ばれて、于山島は現在の独島である”と述べているが、この絵図では于山島が武陵島であるとも呼ばれていたと言う事を示している。実際ウルルン島の西側には存在しないことから、当時朝鮮ではウルルン島、于山島の位置、名称までも地理的に混同している事を示すのである”<sup>10</sup>と言う見解を披瀝した。

しかし于山島を武陵島と表示した地図は、今まで この『東與備攷』の「江原道東西州郡総図 蔚珍県図」以外には発見されないでいると言う点が考慮されるべきである。

それにもかかわらずひとつの資料だけでもって自分達に理がある様に我田引水式の解説をすることが果たして妥当性を持つことが出来るだろうかと言う疑問を持たざるをえない。

それでも船杉は“絵図も地誌もこの時期に島などを実際に調査したのではなく、それ以前の地誌『世宗（ ）

実録地理誌』(1454年成立)と現在のウルルン島の踏査結果を記録したことから見える『太宗（ ）実録』、『世宗実録』等を整理して書き直したにすぎないと言うことである。この様に絵図、地誌の分析から、当時の朝鮮王朝は朝鮮半島の東側に于山島とウルルン島の二島を認識していたと言うことよりは、ウルルン島、武陵島、于山島を混同して認識していたと言う事がわかる。史料の掲載内容からもこれらの島はウルルン島の事を記録していたことに過ぎなかった”<sup>11</sup>と言い、当時朝鮮ではウルルン島ひとつだけを知っていたと言う結論を下していた。

このような結論は既に序論から予想された事であったので、新しい事実の究明と見る事は難しい。そして独島問題を客観的に究明することよりは自分達に理が有ると考えられる資料だけを提示して一般的な解釈をする事によって、韓国側が独島を認知できなかったと言い張る事は容易に納得がいかない。

可能な限りたくさんの資料を検討した後に妥当性ある結論を抽出することが独島問題の解決の為の一つの方法である。このような意味から船杉の主張が妥当性を持つのか持たないのかと言う問題は必ず検証されなければならない。

<sup>9</sup> 李相泰、前の文、21ページ

<sup>10</sup> 船杉力修、前の文、105ページ

<sup>11</sup> 船杉力修、前の文、105ページ

### 3. 安龍福の渡日と子山島( )及び地図上のその位置問題

この問題を検討するにあたっては、安龍福が独島に子山島と言う名前をつけたことはとても重要な意義を持っていると見ざるを得ない。その理由は当時日本で松島と呼ばれた独島に子山島と言う名称を使用していたので、この島をこんにちの竹島と主張する手段が無い為である。

そこで先ず「元禄9(丙子)年 朝鮮船着岸した の覚書」に記載されているこの部分を紹介することにする。

「安龍福が話すには (竹)島を (竹島)といひます。江原道東? 府<sup>12</sup>内にウルルン島と言う島があるが、これを (竹)の島と言ひます。つまり八道の地図に記されているものを持っています。

松島は右同道<sup>13</sup>内に子山と言う島があるが、これを松島と言ひます。これも八道の図に記されています」<sup>14</sup>

この文書は2005年3月日本の島根県隠岐郡海士町に住む村上助九郎の家で発見された安龍福の陳述書である。この文書から見る様に、安龍福は日本人達が松島だと呼ぶ島を子山島と指し称していたが、その上にソウサン( )と言う片仮名が合せて記録されていて注意をひく。これは小子山( )、つまり小さい子山島を示すと言う意味で使われた可能性もある。それともウルルン島を母島、つまり母の島だとして、これにくっついた子供の島だと言う意味で子山と言う名称を使用した可能性も排除することが出来ない。

この様な子山と言う名称について、宗炳基( )は“ウルルン島と独島は母子関係にある島である。仮に独島の昔の名前は子山島であるが、或いは子山島だと言ったが、これは母島であるウルルン島の島と言う意味も含まれていると言うことである。従って独島の歴史はウルルン島と関連されながら調べなければならない”<sup>15</sup> と言う指摘をしたことである。

この様に当時の朝鮮では既にウルルン島と独島を母子関係を持つ島として把握していた。この様な認識は民間だけでなく、朝廷からもそのまま受用されていた様だ。この様な推定は『肅宗実録』にも子山島と言う名称がそのとおりに使用しているからである。

「備邊司で安龍福達を推問したが安龍福が言うのには“私は元々東萊に住んでいるが、母に会おうと蔚山に行く途中ちょうど僧侶雷憲等に会って近年ウルルン島に往来した事を詳しく話し、またその島に海産物が多いと言うことを話したら、雷憲等が有益に思いました。結局は同じ船に乗り寧海に住む船頭 (劉日夫) 達と出発しその島に着いたのだが、主山である三峯は三角山より高く島から北までは二日間の道のりであり東から西までもその様でありました。山には雑木、鷹、カラス、猫が多かった。倭船もたくさん来て停泊していたので船頭たちが皆不安でした。私先頭に立っていわく、“ウルルン島は元々我々の地境(土地の境界)なのに、倭人がどうして恐れ多くも地境を越えて侵犯したのか? お前達を皆捕縛しなければならぬ。直ちに船首に向かって大声でとがめると、倭人いわく“我等は元々松島に暮らしているがたまたま魚を獲

<sup>12</sup> 江原道東? 府内にウルルン島が有ると言ったことは安龍福が東? 出身の為に筆答で言う過程で生じた誤りでは無いかと思う。

<sup>13</sup> 縦に書かれた文章なので右、つまり右側は前の文を指しているものである。

<sup>14</sup> 「安龍福申候八竹嶋ヲ竹ノ嶋ト申候。朝鮮国東? 府内ノ内ニ鬱陵島ト申嶋御座候。是ヲ竹ノ嶋ト申由申候。則八道ノ図ニ記之所持仕候。松嶋八右同道ノ内子山(ソウサン)ト申嶋御座候。是ヲ松嶋ト申由。是モ八道之図ニ記申候」 訳、「元禄9年朝鮮船着岸した の覚書」、『独島研究(1)』、嶺南大独島研究所、2005、292~293 ページ

<sup>15</sup> , 「独島 (条、項?)」、『民族文化 辞典(7)』、韓国精神文化研究院、1991、49 ページ

りに来た。今本所に帰るのである”と言うので、“松島は子山島でそれも我が国の土地なのでお前達は恐れ多くもそこに暮らしているのか？”と言いました。ついにあくる日明け方に船をまとめて子山島に行ったが、倭人達がやたらに大きな釜を並べて肉脂を\_\_\_\_\_ (採脂していました?)。私が棒で殴り大声でとがめると、倭人達がかたづけて船に積んで帆を揚げて帰って行くので、私が直ちに船に乗って後を追いました。ところが突然狂風(強風)に会い漂流し玉岐島に着いたのですが、島主が入ってきて尋ねたので、私がいわく“近年私がここに入って来てウルルン島・子山島等を朝鮮の地境に定めて、関白の書契(証拠の書きつけ)まであるが、この国では定式が無くて今再び我が地境を侵犯したので、この事がどんな道理なのか?と言うと当然伯耆州に轉報するのだと言ったが、長い間消息がありません。・・・と言った”<sup>16</sup>

『肅宗実録』にもこの様な子山島と言う名称をそのまま記録したと言うことは、安龍福が備邊司で陳述した事を受け入れウルルン島と独島を母子関係の島等として見たと言う事を話してくれる。言い換えれば1696年に安龍福が日本に渡って行き当時子山島と呼ばれていた独島に子山島と言う名前をつけた事実を朝廷でも公式的に認定したと見る事が出来ると言う事である。

## 地図 5

ところがこの様に安龍福がつけた子山島と言う名前の島が、その後に地図に傍刻され刊行されたと言うことは大きな示唆を投げかけている。上に提示した 地図5 は大邱広域市\_\_\_\_\_ (\_\_\_\_\_ 区) (\_\_\_\_\_ 洞) で古書館を運営する金正元が提示したもので、ウルルン島の下側に子山島が傍刻されている。こんな地図が存在したと言うことは当時子山島と言う名前がかなり広く通用されていた事を言う。しかしここでウルルン島の下側に描かれた子山島はこんにちの竹島( )でなく独島に間違いはない。この様に言うとは独島をどうして南側に描いていないのかと反問するかもしれない。しかしこの『天下図』を製作した時には1帳( )に一つの道を描いていると言う点に注目しなければならない。従って江原道に属する地域を全て1面に収める為にはどうしても陸地が強調されるしかなかったのである。この様に陸地が重視されていたと言う事は、当然海側が軽視されていたと言う事を表している。この事は上の 地図5 を見るとそのとおり明らかである。つまり海側を狭く描いているうちに、自然にウルルン島の東南側にある子山島(独島)がウルルン島の下側に描かれたと見なければならぬと言うのである。

実際に安龍福は“5月15日竹嶋(ウルルン島)を出船して同日松嶋に到着したと、同16日松嶋を出て・・・。

竹嶋と朝鮮の間は30里であり、竹嶋と松嶋の間は50里です”<sup>17</sup>と陳述した。この様な陳述はかなり正確な地理的認識があった事を言う。従って子山島がウルルン島の下に表示されたとして子山島、

<sup>16</sup> 『備邊司推問 安龍福等 龍福以為、渠本居東? 為省母至蔚山 適逢僧雷憲等 備說頃年往来鬱陵島事 且言本島海物豐富 雷憲等心之利。遂同乘船 與寧海? 工劉日夫等 俱發到本島 主山三峰 高於三角自南至北 為二日程 自東至西亦然。山多雜木鷹烏猫 倭船亦多來泊船人皆恐。渠倡言 鬱島本我境 倭人何敢 越境侵犯、汝等可共縛之。仍進船頭大喝倭言 吾等本住松島 偶因漁採出來。今當還往本所。松島即子山島 此亦我國也、汝敢住此耶。遂以翌曉? 舟入子山島 倭等方列釜鬻煮魚膏。渠以杖撞破 大言叱之 倭等收聚載船 舉帆回去 渠仍乘船追趁。猝遇狂飆 漂到玉岐島。島主問入來之故。渠言 頃年吾入來此處 以鬱陵、子山等島 定以朝鮮地界、至有関白書契。而本國不有定式 今又侵犯我境、是何道理。云爾 則謂當轉報伯耆州、而久不聞消息・・・』

『肅宗実録』22年9月 戊寅

<sup>17</sup> 五月十五日竹嶋出船 同日松嶋江着 同十六日松嶋ヲ出・・・竹嶋と朝鮮之間三十里 竹嶋と松嶋之間五十里在之申候」

つまり于山島について地理的知識や認識が無かったと見る事が出来ないというのである。<sup>18</sup>

## 地図 6

しかし全ての地図が皆このように独島をあの位置に描かないでウルルン島の下側、つまり南側にだけ描いたのではなかった。鄭尚驥( )が描いた「東国大全図」<sup>19</sup>( 地図6 )系列に属する彩色筆写本の全国地図には独島の位置が正確に描かれていると言う事実を確認することが出来る。<sup>20</sup>

この事は崇実( )大学校図書館に所蔵されている「朝鮮全図」からウルルン島と独島の部分だけを書き写したのである。誰が見てもここに描かれた于山島がこんにちの竹島( )に該当すると言えないのである。その理由は方向の面からウルルン島の東南側にある独島が明確なためである。実際に李相泰はこの地図について、“山脈と河川、道路網の表示が比較的詳しい。ウルルン島を詳しく描写してその東側に于山島(独島)を表記して二つの島が我国の領土である事を明らかにした”<sup>21</sup>と解説している。

この様に見ると、地図を製作したり描く人の地理的な認識によって独島をウルルン島の東側に描かれた事もあり、さもなくばその南側に描いた事も有ると言うことがわかる。それにもかかわらず現在と同じ正確な地理的知識を持って韓国の古地図を調べようとするのは、日本側に理にかなう論理を展開して独島を強奪する為の意地を張るに過ぎないと言えるだろう。

## 地図 7

実際に船杉が韓国の多くの古地図を分析の対象にしつつも、ウルルン島の南側や東南側に描かれた于山島問題を考察しないと言うことはまさにこの様な下心をそのままさらけ出したと見ても大きく間違っていないだろう。

そしてもう一言指摘して切れ抜けて行かなければならない事がある。それは地図に島を描いたり傍刻する時に距離にもあまり神経を使わなかったと言う点である。この様な指摘をする理由は、前に提示した『天下図』系列の地図など中央はウルルン島と于山島の位置を(杆城)から(旌善)程の距離で表示して実際の距離を意識したような地図もあったからである。だからその様な 地図 7 を提示することにする。

これは国立中央図書館に所蔵されているもので、作者はわからないが1870年に製作されたと言う。李相泰の説明によれば、「東覧図」式の彩色筆写本地図として民間に多く所蔵されたと言うのである。<sup>22</sup>

<sup>18</sup> この問題に関しては川上健三も松島について認識を持っていたと言うことから推定した。

<sup>19</sup> 鄭尚驥の『東国大全図』ソウル大学校奎章閣( )所蔵にもウルルン島の東側に正確に于山島を描いている。(呉相学),「( )鄭尚驥と東国地図」、

『(空間理論の散策)(26)』、国土地理院、1999、67ページ地図参照

<sup>20</sup> 李相泰、『史料が証明する独島は韓国領』、,2007、43ページ

<sup>21</sup> 李相泰、前の本、43ページ

<sup>22</sup> 李相泰、江原道『與地図』、前の本、72ページ

## 絵 8

ところが『東国輿地勝覧』の『八道総図』、つまり「東覧図」系列の地図等の中にも前から見た 地図 1 と同じ于山島が江原道とウルルン島の間描かれてなく、次の 地図 8 に見る様に、ウルルン島の南側に描かれた事もあり注目を集めている。

この地図はソウル大学校奎章閣に所蔵されているもので、“朝鮮後期に民間に多く普及していた 13 章から構成された木版本地図本を筆写して彩色したもの”<sup>23</sup>だと言う。

従って 地図 1 に于山島がウルルン島の西側に描かれた事が必ずしもその方向を正確に認識したのではないと言える。そうだと船杉力修が指摘したように、于山国と言う国の名前が間違っただけで伝承され混乱を生じさせたのだと見る事は更に話にならないと言いたい。いくら地理的な知識がなかった人達だと言っても、国の名前と島の名前を混同するほどの人達が地図を製作したり描いたとは考えられないからである。

この様な指摘をしながら、同じ『東覧図』系統に属する地図であるのに、船杉が何かものすごい発見でもしたかのように大げさにふるまい、慶北大学校所蔵の『東輿備攷』の「江原道東西州郡、総図 蔚珍県図」と同じ位置に于山島を表示した地図が有り関心を引き起こす。

次の 地図 9 は国立中央図書館に所蔵されている「朝鮮総図」で全国の名山大川と祭祀処だけを簡単に表示すると同時に、ウルルン島を江原道上側に表示してその下段（西南側）に于山島を表示している。<sup>24</sup>

この様に見ると、『東輿備攷』の「江原道東西州郡総図 蔚珍県図」に于山島がウルルン島の西南側に描かれた事がさほど特異な事ではないと言うことを確認できる。

## 地図 9

もう少し具体的に言うならウルルン島の南側、つまり下側に于山島（于山島、独島）を表示する場合もあった。しかしこの下側にあったものが左側、つまり西側に移されウルルン島の西南側に表示されたことがまさにこの地図の蔚珍県図であったと言うのである。

従って于山島を武陵島と表示したと言って于山島の位置や名称を混同したのではなく、地図の適当な空間に東海内に存在する二つの島を描き入れた事に過ぎないと見なければならぬのではないかと思う。

<sup>23</sup> 李相泰、東国大八総図、『 ( ) 』前の本、62 ページ

<sup>24</sup> 李相泰、朝鮮総図『輿地図』前の本、60 ページ

#### 4. <所謂于山島>と<于山島>の問題

韓国の多くの古地図が于山島を鬱陵島のちょうど東側に描いている。そこで塚本孝は前にも引用したように、「B型に属する朝鮮の古地図に描かれた于山島は鬱陵島に赴任していた人の知見 - 東、島の東側前海に島(竹島)があること - と伝統的なA型の知識 - 于山島という名称 - が合わさって描かれたことと解釈され、これもまた日韓間で帰属を争っている竹島(独島)とは関係がない」<sup>25</sup>といった。

このような彼の指摘は簡単に言って、韓国の古地図に表示された于山島は鬱陵島の東北側にある竹島に于山国の于山を持ってきて于山島といったに過ぎない。このような見解の背後には韓国で古地図に描かれた于山島が今日の独島だという主張は間違っていた、という魂胆が隠れていた。まさにこのような魂胆を表にさらけ出したのが船杉力修の研究だった。彼は16件の鬱陵島関連の地図を検討し、于山島が独島ではなく竹島だということをしきりに強調している。

#### 地図<10>

しかし古地図、特に鬱陵島地図に描かれた于山島の場合は<所謂于山島型>と<于山島型>があるという事実に留意しなければならない。まず船杉が各種鬱陵島地図にかかわる考察をする過程で<所謂于山島型>に属する資料から見てみよう。

この類型に入る代表的な地図としてはソウル大学の奎章閣に所蔵されている「鬱陵島図形」( <地図> 10 )がある。

ここには「辛卯5月14日に倭の? 倉(船を入れておいた倉庫)から風を避ける所に船を移し、一文を書き、日付を表示した後(木に刻み卯方(東の方角)の岩の上に立てた)、『万里滄海の外に將軍として桂の木で作った美しい船に乗り、一生におよぶほどの忠誠と信義(忠信)を尽くしたので險難にあおうとも憂いなし。搜討官折衝將軍三抄榮將兼水軍僉節制使\_\_\_\_\_ (朴昌錫) 軍官折衝朴星三 金壽元 倭学 朴命逸』」<sup>26</sup>という一文があり、また、鬱陵島に朴錫昌が立てた石碑が残っており<sup>27</sup>、ここでいう辛卯年を1711年(肅宗37年)と訂正している。そして上の地図で見ると、右側に備辺司という印章が押されていて、その後「榮將朴錫昌が作った鬱陵島地図」<sup>28</sup>という記録があることを見て、搜討使として行っていた朴錫昌という人物が軍事用として製作し使っていた地図であることがはっきりしたようだ。

ところでこの地図には下段(\_\_\_\_\_)に該当する東側に「海長竹田 所謂于山島」すなわち「海岸に長く竹藪があるいわば于山島」という記録がある。これを所蔵しているソウル大学奎章閣の解説には「ここ于山島と記入してある島がまさに独島を指し称したそうだ」<sup>29</sup>といている。しかしこの解説は地図資料を厳

<sup>25</sup> 塚本孝 前出書 104 ページ

<sup>26</sup> 「辛卯五月十四日 自倭? 倉移舟待風所 拙書一句以標日後 (刻木立於卯方岩上) 萬里滄? 外 將軍駕桂舟 平生伏忠信 履險自無憂 搜討官折衝將軍三抄榮將兼水軍僉節制使朴昌錫 軍官折衝朴星三 金壽元 倭學 朴命逸」  
李サンテ、前出書 92 ページ

<sup>27</sup> 石碑の一文は次のとおり

「辛卯五月初九日到泊于倭? 倉 以為日後憑考次 萬里滄冥外 將軍駕桂舟 平生伏忠信 履險自無憂 搜討官折衝將軍三抄榮將兼水軍僉節制使朴昌錫 刻石于卯方 軍官折衝朴省三 折衝金壽元 倭學閑良朴命逸軍官閑良金元聲 都沙工崔粉 江陵通引金蔓 榮吏金孝良 中房朴一貫及唱金時藝 庫直金危玄 食母金世長 奴子金禮發 使令金乙泰」 キムウォンリョン、金原麗 『鬱陵島』 国立博物館、1963、64 ページ

<sup>28</sup> 「榮將朴錫昌所作 鬱陵島地図」 ソウル大学奎章閣 古地図 「鬱陵島 図形」(規 12166) 解説

<sup>29</sup> ソウル大学奎章閣 前出の文

格に検討していないことは明らかだ。なぜならば、海岸に長く竹藪があったというが、その島は独島ではなく今日の竹島を指したと見ることは当然であるからだ。<sup>30</sup> 実際呉相學は「この島は描かれた位置と『海岸に長く竹田がある』は註記で見るととき鬱陵島本島から 4Km ほど離れた竹島と推定される。鬱陵島の付属島嶼として長く形成されることができる島は竹島以外にはないためだ」<sup>31</sup>といい、この島を竹島と見た。

図 < 11 >

この点については船杉の指摘が妥当であるようだが、彼の主張は鬱陵島の東側に描かれた于山島はすべて現在の竹島だというのが問題がある。このことは彼の研究が、于山島が独島を指すという韓国側の主張を否定するために構成されたということをしている。

いずれにしてもこの<所謂于山島型>に属する地図としては『海東地圖』に載っている「鬱陵島」(<地図 11>)がある。これもソウル大学奎章閣に所蔵されていると李相泰は「鬱陵島の地図には山脈と河川などを詳細に描き、民間人が住んでいる所を一つひとつ表示して、何軒が生活できるかを書いておいた。鬱陵島周辺にある島々すべてを表示し、特別に独島を描いた後、『所謂于山島(独島)』と記録した」<sup>32</sup>という解説をしている。

しかしながらここには「所謂于山島」と表記された島は前に調べた朴錫昌が描いた「鬱陵島図形」(<地図 10>)と同じで竹島と見ることが妥当ではないか。なぜならば「所謂于山島」といったことは単に「于山島」と表示したことは区別することが妥当だと考えられるからだ。それでなければあえて「所謂」という言葉をつける理由がないわけだ。

ここからなぜ「所謂于山島」といったのか疑問が提起される。これはどこまでも推定に過ぎないが多分鬱陵島に行っていた捜討使や官吏たちは于山島について地理的認識が明確ではなかった可能性がある。しかしながら鬱陵島の横に于山島があることは知っていたので、竹島を于山島と訂正して前に「所謂」という言葉をわざわざつけたということではないか。

このような意味からソウル大学奎章閣に所蔵されている『朝鮮地図』の「鬱陵島」(<地図 12>)はとても重要な意味を持っているといたい。これは「彩色筆写本の方眼地図本としても比較的正確で備辺司で所蔵した地図」として「各郡県地図を描いた時鬱陵島の重要性を強調し、鬱陵島は郡県ではないが独立して描かれ于山島(独島)をその東側に表記した」<sup>33</sup>ということだ。

しかしこれも<地図 10>と同様備辺司に所蔵したものであっても、ここでは「所謂于山島」といわず単に「于山島」と表記している。

これについて船杉力修は「この會圖にも鬱陵島の東側に『于山』と書かれた島が描かれている。鬱陵島からの距離は約 30 里(約 12Km)のところに書かれている。独島は鬱陵島の南東約 90Km にあるので、この島は鬱陵島の 2Km に位置する竹嶼( ) (韓国名竹島( ))であるとみられる」<sup>34</sup>といい、やは

<sup>30</sup> 呉相學もこの「所謂于山島」という所は竹島だと見ている。呉相學共著「鬱陵島・独島古地図帖発刊のための基礎研究」、韓国海洋水産開発院、2007、50 ページ

<sup>31</sup> 呉相學、「朝鮮時代の地図に表示された鬱陵島・独島認識の変化」、『文化歴史地理(18-1)』文化歴史地理学会、2006、87～88 ページ

<sup>32</sup> 李相泰、前出書、94 ページ

<sup>33</sup> 李相泰、前出書、93 ページ

<sup>34</sup> 船杉力修、前出書、113 ページ



り竹島（ ）と訂正した。

図 < 1 2 >

しかしこのような彼の推定はおかしな計算方法を動員したものだ。彼は「今までの會圖になかった方眼線が描かれている。今までの會圖の註記には島の東西は約 80 余里、南北は約 50 余里だとしている。方眼は 20 里 (8Km) に区分が明確になっているとされているが、會圖には東西は約 90 里、南北は約 60 里になり、数値は近いといえる」<sup>35</sup>と言った。それでも鬱陵島と于山島との距離は 12Km と見たことは地図上の距離を可能な限り近く記述しようとする底意 (下心) をさらけ出したと言わざるを得ない。その理由は方眼が 8Km であれば鬱陵島の東側 14Km 程の距離に于山島が描かれていると見なければならぬ。そして 18 世紀に描かれたこの地図をもって現在の測定距離である 90Km にならないので、この島が竹島だということは于山島は無条件に竹島でなければならぬという、既に決めておいた結論を引き出すための手段に過ぎないからだ。

図 < 1 3 >

筆者の考えでは当時にこの程度の距離に表示した于山島であれば、それは独島を指すことだとみなさなければならぬということだ。<sup>36</sup> 実際に鄭尚驥が「東國大全圖」を製作した次から鬱陵島東側に于山島があるという認識が相当に広く流布していた。そこでそのような細部圖 (< 地図 13 >) を提示することにする。

この地図について呉相學は「地図 細部圖 (< 地図 13 >) をみれば蔚珍 ( ) の東側の海に鬱陵島と于山島が描かれている。『東覽圖』系列の地図とは違い、鬱陵島が大きく描かれており、その東側に于山島がはるかに小さく描かれている。

『東覽圖』からのように鬱陵島と于山島がほとんど同等な島ではなく鬱陵島が主島であり于山島は付属島として描かれているのである。ここに描かれた于山島は当時日本人が松島と呼んだ島で現在の独島に該当する。18 世紀に入り新たに形成された鬱陵島・独島認識がそのまま反映されたものだ」<sup>37</sup>という見解を明らかにした。

そうして彼は安龍福 ( ) 事件とこの問題を扱った李? の『星湖\_\_説』に触れ、申景濬により再整理され、これが国家事業として編纂された『東國文獻備考』で公式化され、鬱陵島・独島に関するこれと同様な認識が『東國大全圖』に反映されたと見られた。<sup>38</sup>

したがってこのようにして 18 世紀に入り、鬱陵島・独島についての認識が確実になったといえ、『朝鮮地図』に描かれた「鬱陵島」 (< 地図 12 >) もこのような地理的知識を基にして製作されたことが間違

<sup>35</sup> 船杉力修、前出書、113 ページ

<sup>36</sup> 呉相學もこの島を「鬱陵島近くの付属島嶼とは違う別個の島である独島を描いたことと見える」といった。呉相學、「朝鮮時代の地図に表現された鬱陵島・独島認識」、『行ってみたい我が土地 独島』、国立中央博物館、2006、202 ページ

<sup>37</sup> 呉相學共著、『鬱陵島・独島古地図帖発刊のための基礎研究』、韓国海洋水産開発院、2007、35～36 ページ

<sup>38</sup> 呉相學共著、前出書、34 ページ

いないといえる。そしてこのような推定は地図を通じてもその妥当性を認定され得る。すなわち以来<地図 14>は国立中央図書館に所蔵されている『海東輿地圖』の「江原道」地図で、19世紀前期に製作されたものと推定している。<sup>39</sup> このような二つの地図では鬱陵島の北側に明確に竹島を表示していて于山島が竹島だという主張は間違っていたと立証されている。

図< 14 >

この地図を見れば少なくとも19世紀前期には鬱陵島の北側に竹島があり、東側に于山島、すなわち独島が存在するという確実な認識を持っていたという事実を確認することができる。このような事実の確認は于山島として表示された島が独島を指したということを証明する証拠となる。換言すれば船杉力修が主張しているように鬱陵島の東側に描かれた于山島が全部竹島を表すことではなく、「所謂于山島」といったことは竹島を表し、「于山島」といったことは独島を指すとみなしなければならないということだ。

## 5 . 結論

本論者は船杉力修が独島と関連した韓国古地図等の歪曲された解釈の問題点を検討するために用意された。今まで注意深く見てきたことのように、それは韓国の古地図等の中で鬱陵島の西側と東側に描かれた于山島のみ考察の対象とした。言うなれば、鬱陵島の北側や南側、もしくは東南側や西南側に位置した于山島の地図は考察の対象としなかったということだ。このような対象の選択は、韓国人たちが独島について正確な認識を持っていなかったということを立証するためのものだったといえる。だから本研究では全方位に描かれた14個の地図資料を検討することで、船杉の研究がいかに関係を歪曲しているかということをも明らかにした。これまで論議されたことを簡単に要約すると以下のようになる。

まず『東輿備攷』の「江原道東西州郡総図 - 蔚珍県図」に武陵島が“一云于山”といい鬱陵島の東南側に描かれていることに対して、船杉は実際に鬱陵島の西側には島が存在しないところに着眼して、朝鮮では鬱陵島、武陵島、于山島の位置と名称を地理的に混同していたとみた。

しかしこの問題は、于山島を武陵島であると表示した地図がこれ以外には存在しないという事実を勘案せねばならない。だからまず安龍福が2度にわたって渡日し、当時日本が松島と呼んでいた今日の独島に子山島という名前をつけ、『肅宗実録』にもこの名称がそのまま記録されたというところに注目した。そのようにして朝廷でこの名称を使用したことはその名前を公式的に認めたということであり、また地図に子山島が倣刻されたということはこの名称が広く使用された証拠としてみなした。

ところがこの地図には子山島が鬱陵島の南側に表示されていた。これは地図を製作する過程で陸地を重視したために海を狭い紙面上に描いたためとみて、『朝鮮全図』に表示された于山島地図を提示して当時于山島の位置について正確な認識があったという事実を確認した。こういう認識は安龍福の陳述を通して立証できた。

そして当時の地図には島を描いたり倣刻する時に距離にはさほど気をつかわなかったという事実も究明

<sup>39</sup> 『韓国の古地圖』、凡愚社、1991、図版解説 392～393 ページ

した。また『東覽図』系統の地図でも于山島を鬱陵島と江原道の間を描かず、鬱陵島の南側（下方）に描いたものもあり、『東輿備攷』の「江原道東西州郡総図 - 蔚珍県図」で同じ鬱陵島の西南側に表示したものもあった。このような地図等が存在するというは于山島について認識がなかったということだけでなく、地図の適当な空間に東海内に存在する2つの島を描き入れたものとしてみななければならないという指摘をした。

次に鬱陵島の東側に描かれた于山島を全部今日の竹島としてみななければならないという舩杉の主張を検討した。そのようにしてこの問題は于山島の地図で“所謂于山島型”と“于山島型”に区分しなければならないという代案を提示した。すなわち1711年（肅宗37）に朴錫昌が描いたものとして推定される「鬱陵島図形」で“海長竹田所謂于山島”だといったことは前者に属するものとして今の竹島を示すというのに反して、『朝鮮地図』の「鬱陵島」に表示された于山島のような類型は独島を指すものとしてみななければならないのだ。このようにみる理由は安龍福事件以後に鬱陵島と独島について認識が変化し、このような認識にしたがって鬱陵島と独島を地図に表示したためだからだ。

このような見解を提示して、地図に描かれた独島について問題はどちらか一方に有利な資料だけを対象にするのではなく、全ての資料を厳格に検討しなければならない課題だということを重ねて指摘しておく。